

覚醒剤原料
取扱いの手引き
(令和2年)

【麻薬と医薬品である覚醒剤原料の取扱いが異なる点】

	麻薬の取扱い (麻薬及び向精神薬取締法)	医薬品である覚醒剤原料の取扱い (覚醒剤取締法)
免許・指定	医師等が麻薬を施用のために交付するには、麻薬施用者の免許が必要。	医師等が医薬品覚醒剤原料を施用のために交付する際、覚醒剤原料取扱者等の指定不要。
	薬局で麻薬を調剤するには、麻薬小売業者の免許が必要。	薬局で医薬品覚醒剤原料を調剤する際、覚醒剤原料取扱者等の指定不要。
返却の相手	患者、相続人等が返却できるのは、麻薬診療施設か麻薬小売業者のみ。	患者、相続人等が返却できるのは、 <u>薬局又は当該医薬品覚醒剤原料の交付を受けた病院等のみ。</u>
譲受後の届出	患者、相続人等からの返却によって麻薬を譲り受けた場合、廃棄後に「調剤済麻薬廃棄届」の届出が必要。	患者、相続人等からの返却によって医薬品覚醒剤原料を譲り受けた場合、譲受後速やかに「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」による届出を 事前 に行うとともに、廃棄後に「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」による届出が必要。
保管	保管は、麻薬以外の医薬品（覚醒剤を除く。）と区別し、鍵をかけた堅固な設備内にて行う。	保管は、鍵をかけた場所において行う。

病院、診療所及び薬局において、医薬品である覚醒剤原料を医師等が施用のために交付する場合や薬局の薬剤師が医師の処方箋に基づき調剤した医薬品である覚醒剤原料を譲り渡す場合には、覚醒剤原料取扱者等の指定を受ける必要はありません（覚醒剤取締法（以下「法」という。）第30条の2、法第30条の7、法第30条の9）。

しかし、薬局医薬品製造業の許可を受けた薬局（以下「薬局製剤製造業者」という。）が、覚醒剤原料に該当する薬局製剤を製造する場合（例：エフェドリンを使用し、その含有量が10%を超える製剤を製造する場合）には、「覚醒剤原料製造業者」の指定を受ける必要があり、また、覚醒剤原料を使用して覚醒剤原料に該当しない薬局製剤を製造する場合（例：エフェドリンを使用し、その含有量が10%以下の製剤を製造する場合）は、「覚醒剤原料取扱者」の指定を受ける必要があります。

第1 医薬品である覚醒剤原料

医薬品である覚醒剤原料とは、法第2条第5項に規定する覚醒剤原料を含有するもので、かつ、医薬品医療機器等法第2条第1項に規定する医薬品に該当するものです。

医薬品である覚醒剤原料（令和2年3月現在）

法律の規定名	別名	商品名	濃度規制	規定条項
1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1	エフェドリン	エフェドリン塩酸塩	10%以下を覚醒剤原料から除く	法別表第1号※
1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパノール-1	メチルエフェドリン	d1-メチルエフェドリン塩酸塩	10%以下を覚醒剤原料から除く	法別表第3号
N・α-ジメチル-N-2-プロピニルフェネチルアミン	セレギリン デプレニル	エフピーOD錠2.5 セレギリン塩酸塩錠2.5mg		覚醒剤原料を指定する政令第1号
2,6-ジアミノ-N-(1-フェニルプロパン-2-イル)ヘキサナムド	リスデキサン フェタミンメシル酸塩	ビバンセカプセル20mg、30mg		覚醒剤原料を指定する政令第3号

※法別表第1号には、プソイドエフェドリンも該当するが、これを含有する医薬品は含有量が10%以下であるため、覚醒剤原料から除外されている。

（参考：麻薬・向精神薬・覚醒剤・管理ハンドブック 第10版）

第2 譲受・譲渡

1 譲受（法第30条の9第2号）

(1) 覚醒剤原料取扱者等から譲受け

次の①～③の者は、その業務のため、覚醒剤原料取扱者等から医薬品である覚醒剤原料を譲

り受けることができます。

次の①～③の者が医薬品である覚醒剤原料を覚醒剤原料取扱者等から譲り受ける場合は、あらかじめ「覚醒剤原料譲受証」(160 ページ) (以下「譲受証」という。) を、譲渡人である覚醒剤原料取扱者等に交付するか、譲受証と引き換えに「覚醒剤原料譲渡証」(158 ページ) (以下「譲渡証」という。) と医薬品である覚醒剤原料を譲り受けてください。

① 病院又は診療所の開設者 (往診医師等を含む)

※「往診医師等」とは、医療法第5条第1項に規定する公衆又は特定多数人のために往診のみによって診療に従事する医師又は歯科医師をいいます。

② 飼育動物診療施設の開設者 (往診診療者等を含む。)

※「往診診療者等」とは、獣医療法第7条第1項に規定する往診のみによって飼育動物の診療の業務を自ら行う獣医師及び往診のみによって獣医師に飼育動物の診療の業務を行わせる者をいいます。

③ 薬局開設者

(2) 覚醒剤原料取扱者等以外からの譲受け

① 医薬品である覚醒剤原料の交付を受けた患者が、医薬品である覚醒剤原料を施用する必要がなくなった場合に、その患者から医薬品である覚醒剤原料を譲り受けることができます。

(注：薬局開設者は、患者がどこで交付を受けた医薬品である覚醒剤原料であっても譲り受けることができますが、病院等の開設者が譲り受けることができるものは、当該病院等において、医師等が交付したものに限られます。)

② 医薬品である覚醒剤原料の交付を受けた患者が死亡した場合に、その相続人又は相続人に代わって相続財産を管理する者 (以下「相続人等」という。) から医薬品である覚醒剤原料を譲り受けることができます。

(注：薬局開設者は、患者がどこで交付を受けた医薬品である覚醒剤原料であっても譲り受けることができますが、病院等の開設者が譲り受けることができるものは、当該病院等において、医師等が交付したものに限られます。)

③ 患者、相続人等から医薬品である覚醒剤原料を譲り受けたときは、速やかに「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」(167 ページ) を保健所 (名古屋市内にあつては医薬安全課) に提出してください。また、廃棄後 30 日以内に、「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」(165 ページ) を保健所 (名古屋市内にあつては医薬安全課) に提出してください (第8 廃棄(150 ページ)参照)。

④ 業務を廃止した病院・薬局等の開設者から 30 日以内に譲り受けることができます。

(3) 留意事項

① 離島、へき地など特別な理由がある場合には、郵送等でも差し支えありませんが、郵送の事実を追跡できる書留郵便などを利用してください。

② 覚醒剤原料取扱者の指定を受けた薬局製剤製造販売業者等が薬局製剤の製造のために譲り受けた覚醒剤原料を調剤の目的に使用する場合は、覚醒剤原料取扱者と同一人である薬局開設者との間での譲渡証・譲受証の交換及び覚醒剤原料取扱者としての帳簿への譲渡記録が必要になります。なお、薬局の資格で購入した医薬品である覚醒剤原料を薬局製剤に使用する

ことはできません。

- ③ 覚醒剤原料取扱者の指定を受けた薬局製剤製造販売業者等が薬局製剤の製造のために覚醒剤原料を譲り受ける場合は、譲受証の「指定の種類及び番号」欄は、「覚醒剤原料取扱者」の旨及びその指定番号を記載してください。
- ④ 譲受人は、譲渡人が覚醒剤原料を譲り渡すことができる者であることを必ず確認してください。
- ⑤ 業務廃止等に伴い覚醒剤原料を譲渡（受）する場合（**第 10 業務廃止等**（151 ページ）参照）にあっても、当該譲渡（受）証の交付は必要です。
- ⑥ 譲受人が覚醒剤原料を譲り受ける際には、必ず譲渡証の品名、数量等の記載事項と現品とを照合し確認してください。
- ⑦ 譲受（渡）証の作成は、作成者（管理薬剤師等）を選任して行ってください。
- ⑧ 譲受（渡）証用紙に印のみ押して相手方に先に渡しておく等のいわゆる白紙委任行為は行ってはいけません。
- ⑨ 譲渡証（譲受証）の交付を受けた者は、譲受（譲渡）の日から2年間、これを保存しなければなりません。

2 譲渡（法第30条の9第3号）

(1) 次の①～⑤の場合を除いて、覚醒剤原料を譲り渡すことはできません。

- ① 医師等が交付する場合
医師等は、施用のために、医薬品である覚醒剤原料を交付することができます。
- ② 病院・薬局等の開設者が譲渡する場合
病院・薬局等の開設者は、医師等の処方箋により薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料を、当該処方箋を所持する者に譲り渡すことができます。
- ③ 病院・薬局等の開設者が業務廃止等に伴い譲渡する場合
病院・薬局等が業務を廃止した場合、所有する覚醒剤原料を業務廃止の事由が発生した日から30日以内に法第30条の7第1号から第7号までに規定する者に譲り渡すことができます（**第 10 業務廃止等**（151 ページ）参照）。
- ④ 病院・薬局等の開設者が覚醒剤原料取扱者等に譲渡する場合
次のいずれかに該当する覚醒剤原料に限り、事前に地方厚生（支）局長長の許可を受けて覚醒剤原料取扱者等に譲渡することができます。
 - ア 全部又は一部が不潔な物質若しくは変質した物質から成っているもの
 - イ 異物が混入し、又は付着しているもの
 - ウ その容器又は包装に破損が生じているもの
 - エ 覚醒剤原料又はその容器若しくは包装に異常が生じ、又は生じているおそれがあるもの
 - オ 治験又は臨床研究において使用する予定であった覚醒剤原料のうち、当該治験又は臨床研究に使用する必要がなくなったもの
- ⑤ 病院・薬局等の開設者が覚醒剤研究者又は覚醒剤原料研究者に譲渡する場合
事前に地方厚生（支）局長長の許可を受けて、医薬品である覚醒剤原料を患者の試験検査

のために譲り渡すことができます。

(2) 留意事項

- ① 覚醒剤原料取扱者等から譲り受けた医薬品である覚醒剤原料が不要となった場合に、返品、交換をすることや、他の者に譲り渡すこと等はできません。廃棄手続をとってください。(第 6 廃棄 (150 ページ) 参照)。
- ② 病院・薬局等の間だけでなく、同一法人の病院・薬局等の間でも譲渡・譲受はできません。同一法人内の他の薬局との貸し借りもできません。
- ③ 覚醒剤原料取扱者の指定を受けている薬局開設者(薬局製剤製造販売業者等)が、覚醒剤原料取扱者の資格により所持している覚醒剤原料を調剤に使用する場合は、譲渡・譲受の手続が必要です。薬局の資格で購入した医薬品である覚醒剤原料は、覚醒剤原料取扱者の指定を受けていても、薬局製剤に使用することはできません。
- ④ 業務廃止等の際、覚醒剤原料を譲渡するに当たっては、相手方が覚醒剤原料の取扱いができる者であることを必ず確認してください。開設者を法人化する場合や施設、薬局の建替え等による廃止の場合にも該当します。

3 譲渡証・譲受証(法第 30 条の 10)

(1) 譲渡証・譲受証の交付

- ① 病院、診療所の開設者、往診医師等、飼育動物診療施設の開設者又は薬局開設者が医薬品である覚醒剤原料を覚醒剤原料取扱者等から譲り受ける場合、
 - ・あらかじめ譲受証を、譲渡人である覚醒剤原料取扱者等に交付するか
 - ・譲受証と引き換えに譲受証と医薬品である覚醒剤原料を譲り受けるかしなければなりません。
- ② 離島、へき地など特別な理由がある場合には、郵送でも差し支えありませんが、郵送の事実を立証できる書留郵便などを利用してください。
- ③ **第 2 譲受・譲渡** 1 (2)①及び②、2 (1)①及び②の場合には、譲渡人に対する譲渡証の交付、譲受人からの譲受証の交付を受ける必要がありません。

(2) 譲渡証・譲受証の保存期間

譲渡証(譲受証)の交付を受けた者は、譲受(譲渡)の日から 2 年間、これを保存しなければなりません。

(3) 譲渡証・譲受証の記載(確認)要領

	譲 渡 証	譲 受 証
譲渡・譲受 年月日欄	出庫年月日	注文年月日
住所・氏名欄	・当該指定にかかる業務所の所在地、名称及び開設者の氏名を記載し、押印 ・業務廃止等に伴い譲渡する場合	・病院等、薬局の施設の所在地、名称及び開設者の氏名を記載し、押印 ・往診のみを行う獣医師はその住所

	は、開設者の氏名を記載し、押印	及び氏名を記載し、押印
指定の種類 及び番号欄	<ul style="list-style-type: none"> ・「覚醒剤原料取扱者」等と指定証に記載された資格の種類 ・譲渡人の当該指定証の番号 ・業務廃止等に伴い譲渡する場合には、病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別 	
品名欄	<ul style="list-style-type: none"> ・日本薬局方医薬品は、日本薬局方に定められた名称 ・その他の医薬品は、一般的名称又は商品名 	
使用の目的 及び備考欄	業務廃止等に伴い譲渡する場合は、備考欄に「業務廃止のため」等譲渡の理由及び業務廃止等事由の発生日を記載	使用目的等を具体的に記載 例) 調剤のため

※1 開設者（代表者名）を記載し、押印することになりますが、開設者が国、地方公共団体若しくは法人の場合、当該施設の名称、当該施設の長の職名、氏名を、住所は当該施設の所在地を記載し、公印又は公印に準じるもの（覚醒剤原料専用印等）を押印しても差し支えありません。

※2 麻薬専用印と併用しても差し支えありませんが、「麻薬」のみの文字が入った印は使用できません。

(4) その他

- ① 覚醒剤原料取扱者の指定を受けた薬局製剤製造業者が薬局製剤の製造用に覚醒剤原料を譲り受ける場合は、譲受証の「指定の種類及び番号」欄は、「覚醒剤原料取扱者」の旨及びその指定番号を記載してください。
- ② 覚醒剤原料取扱者の指定を受けた薬局製剤製造業者が薬局製剤の製造のために譲り受けた覚醒剤原料を調剤の目的に使用する場合は、覚醒剤原料取扱者と同一人である薬局開設者との間で譲渡証・譲受証の交換及び覚醒剤原料取扱者としての帳簿への譲渡記録が必要になります。なお、薬局の資格で購入した覚醒剤原料を薬局製剤に使用することはできません。
- ③ 業務廃止等に伴い医薬品である覚醒剤原料を譲渡（受）する場合（第10 業務廃止等（151 ページ）参照）にあっても、当該譲渡（受）証の交付は必要です。
- ④ 譲受人が医薬品である覚醒剤原料を譲り受ける際には、必ず譲渡証の品名、数量等記載事項と現品とを照合して確認してください。
- ⑤ 譲受（渡）証の作成は、取扱責任者を選任して行ってください。
- ⑥ 譲受（渡）証用紙に印のみ押して相手方に先渡しておく等のいわゆる白紙委任行為は絶対に行ってははいけません。

第3 所持（法第30条の7）

次の者は、医薬品である覚醒剤原料を所持することができます。

- (1) 病院、診療所の場合（その業務のため、医薬品である覚醒剤原料を所持する場合に限る。）
- ① 開設者
 - ② 往診医師等
 - ③ 医師、歯科医師
 - ④ 薬剤師
 - ⑤ 管理者
 - ⑥ 上記の者の業務上の補助者（看護師、事務職員等）
- (2) 薬局の場合（医師等の処方箋により調剤した医薬品である覚醒剤原料及び調剤のために使用する医薬品である覚醒剤原料を所持する場合に限る。）
- ① 開設者
 - ② 薬剤師
 - ③ 上記の者の業務上の補助者
- (3) 飼育動物診療施設の場合（その業務のため、医薬品である覚醒剤原料を所持する場合に限る。）
- ① 開設者（往診によってのみ診療業務を行う獣医師を含む）
 - ② 獣医師
 - ③ 管理者
 - ④ 上記の者の補助者
- (4) 患者及びその看護に当たる者の場合
- ① 医師、歯科医師又は往診医師から施用のため医薬品である覚醒剤原料の交付を受けた者
 - ② 医師、歯科医師又は往診医師から処方箋の交付を受け、当該処方箋により薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料の交付を受けた者
 - ③ 上記の者の看護に当たる者
- (5) 患者の相続人等
- 医師等から施用のため医薬品である覚醒剤原料の交付を受け、又は薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料の交付を受けた者が死亡した場合において、その相続人又は相続財産を管理する者

第4 使用（法第30条の11）

- (1) 次の者は、その業務のため医薬品である覚醒剤原料を施用し、又は調剤のため使用することができます。
- ① 病院、診療所において診療に従事する医師、歯科医師
 - ② 往診医師等
 - ③ 病院、診療所の管理者
 - ④ 薬局、病院若しくは診療所において調剤に従事する薬剤師
 - ⑤ 飼育動物の診療に従事する獣医師（飼育動物診療施設の開設者（往診のみによって診療業務を行う獣医師を含む）及び飼育動物診療施設の開設者に雇用されている獣医師に限る）
- (2) 次の者も医薬品である覚醒剤原料を施用することができます。

- ① 病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等又は飼育動物の診療に従事する獣医師から施用のため医薬品である覚醒剤原料の交付を受けた者
- ② 医師等の処方箋の交付を受けた者が当該処方箋により薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料を薬局開設者又は病院若しくは診療所の開設者から譲り受けた者
- ※1 病院等、薬局において、学術研究の目的で覚醒剤原料（医薬品であるか否かを問わない）を使用する場合、都道府県知事から覚醒剤原料研究者又は覚醒剤研究者の指定を受ける必要があります。
- ※2 病院等、薬局の資格で購入した医薬品である覚醒剤原料を、学術研究の目的で使用することはできません。

第5 保管

1 保管の管理者と保管場所（法第30条の12）

医薬品である覚醒剤原料については

- ① 病院又は診療所にあつては、その管理者がその病院又は診療所
- ② 往診医師等にあつては、その住所
- ③ 飼育動物診療施設にあつては、その獣医師管理者がその施設
- ④ 往診のみによって飼育動物の診療業務を自ら行う獣医師にあつては、その住所
- ⑤ 薬局にあつては、薬局開設者が薬局

において、それぞれ保管しなければなりません。

2 保管設備

- (1) 医薬品である覚醒剤原料の保管は、鍵をかけた場所において行わなければなりません。

鍵をかけた場所とは、施錠設備のある倉庫・薬品庫等のほかロッカー・金庫等の保管設備のことです。

- (2) ロッカー・金庫等を保管設備として使用する場合は、次によつてください。

- ① 保管庫は容易に破られない材質のものであり、かつ堅固な錠が付いていること。
- ② 保管庫が容易に持ち運びできる場合にあつては、床にボルト等により固定すること。
- ③ 保管庫は、できるだけ人目に付かない場所であつて、施錠設備のある室内に設置すること。

※1 病院等の病棟で保管する場合も同様の保管設備が必要です。

※2 保管庫は、覚醒剤原料専用とすることが望ましいです。ただし、専用保管庫でない場合には、他のものと区別して保管して医薬品である覚醒剤原料と他のものと間違えるなどの事故に十分気をつけてください。

※3 麻薬保管庫には一緒に保管できません。

第6 管理

- (1) 医薬品である覚醒剤原料の取扱いの管理体制を明確にし、盗難等の事故の防止を図るため、病院等や薬局に取扱責任者を定めることが望まれます。
- (2) 取扱責任者には、当該病院等や薬局における医薬品である覚醒剤原料の受入・保管・払い出し等の実務に携わる者のうち、その全般について把握できる立場にある者を当ててくださ

い。

(3) 取扱責任者は、医薬品である覚醒剤原料に関する次に掲げる実務を責任をもって行ってください。

- ① 受入れ（覚醒剤原料取扱者等からの譲り受け）
- ② 払出し（第2 譲受・譲渡 2(1)(2)の場合の譲り渡し及び業務廃止等に伴う譲り渡し）
- ③ 保管（保管場所での保管、定期的な保管設備への巡回等）
- ④ 保管設備の鍵の管理
- ⑤ 法定書類（譲受証・業務廃止等に伴い譲渡する際の譲渡証）や帳簿の作成及び保管
- ⑥ 廃棄や事故に関する届出等

第7 記録

1 帳簿の記載（法第30条の17）

(1) 次の者は、病院・薬局等ごとに帳簿を備えなければなりません。

- ① 病院又は診療所の開設者（往診医師等を含む）
- ② 飼育動物診療施設の開設者（往診診療者等を含む）
- ③ 薬局の開設者

(2) 帳簿には、次の事項を記入しなければなりません。

- ① 当該病院・薬局等の開設者が譲り受けた医薬品である覚醒剤原料の品名、数量及び年月日
※譲り受けた日は、譲渡証の記載された年月日を記入し、実際の受入日が異なる場合は、備考欄に受け取った年月日を記入してください。また、備考欄に製造番号を記入してください。
- ② 当該病院・薬局等の開設者が廃棄した医薬品である覚醒剤原料の品名、数量及び年月日
※覚醒剤原料廃棄届、交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届の届出日を備考欄に記載してください。
- ③ 当該病院等で施用した医薬品である覚醒剤原料の品名、数量及びその年月日
- ④ 当該病院・薬局等の開設者が譲り渡した医薬品である覚醒剤原料の品名、数量及び年月日
- ⑤ 事故届を提出した場合は、届け出た医薬品である覚醒剤原料の品名、数量及び事故年月日
※覚醒剤原料事故届出書の届出日を備考欄に記載してください。

(3) 帳簿の記載に当たっては、次の事項に注意する必要があります。

- ① 帳簿は、品名、剤形、濃度別に口座を設けて記載してください。
- ② 帳簿の形式としては、金銭出納簿形式のものが便利です。
なお、脱着式（ルーズリーフ等）の帳簿を使用しても差し支えありませんが、紛失等がないように保管にはご留意願います。
- ③ 帳簿の記載には、ボールペン等の字が消えないものを使用してください。
- ④ 医薬品である覚醒剤原料の受払等を、パソコンを用いて処理し、帳簿とする場合は、帳

簿に都道府県職員等の立会署名等を必要とすることもありますので、原則として定期的に出力された印刷物を1カ所に整理し、立入検査等の際に提示できるようにしてください。

- ⑤ 帳簿の訂正は、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消して、訂正印を押し、その脇に正しい文字等を書いてください。修正液等は使用しないでください。
- ⑥ 帳簿の記載は、原則として、医薬品である覚醒剤原料の受入れ又は払出しの都度行ってください。
- ⑦ 当該病院等又は薬局の開設者は、帳簿を使い終わったときは、最終の記載の日から2年間保存しなければなりません。
- ⑧ 覚醒剤原料取扱者の指定を受けた薬局製剤製造販売業者等は、譲り受け、又は製造に使用した覚醒剤原料の品名、数量及びその年月日を覚醒剤原料取扱者の帳簿に記載しなければなりません。また、当該薬局製剤製造販売業者等が譲り受けた覚醒剤原料を調剤の目的に使用する場合は、同一人である薬局の開設者に譲り渡した覚醒剤原料の品名、数量及び年月日を覚醒剤原料取扱者の帳簿に記載し、併せて譲り受けた医薬品である覚醒剤原料の品名、数量及び年月日を薬局の帳簿に記載しなければなりません。

第8 廃棄（法第30条の13）

覚醒剤原料を廃棄する場合は、覚醒剤原料の品名、数量等について、保健所（名古屋市内にあたっては医薬安全課）に「覚醒剤原料廃棄届出書」（163ページ）により事前の届出を行った上で、覚醒剤取締員等の立会いの下に廃棄しなければなりません。

ただし、病院・薬局等の開設者が、医師等が施用のために交付した医薬品である覚醒剤原料又は薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料を廃棄する場合には、覚醒剤取締員等の立会いは不要ですが、あらかじめ「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」（167ページ）を提出した後廃棄する必要があります。

また、廃棄後30日以内に都道府県知事に「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」（165ページ）により届け出なければなりません。

（注：「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」と「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」を同時に提出することはできません。

1 廃棄の手続

(1) 陳旧品等の廃棄

古くなったり、変質等により使用しない医薬品である覚醒剤原料、調剤過誤により使えなくなった医薬品である覚醒剤原料を廃棄しようとするときは、あらかじめ「覚醒剤原料廃棄届出書」（167ページ）を、都道府県知事に届け出た後でなければ廃棄することはできません。廃棄は覚醒剤取締員等の指示に従ってください。

(2) 処方箋により調剤された医薬品である覚醒剤原料の廃棄

次のような場合には、病院・薬局等の開設者は、他の職員の立会いの下に廃棄してください。また廃棄後30日以内に「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」により都道府県知事に届け出てください。

なお、30 日以内であればその間の複数の廃棄をまとめて一つの届出書で提出しても差し支えありません。

- ① 患者が不要になり、患者から譲り受けた場合
- ② 患者の死亡により相続人等から譲り受けた場合
- ③ 再入院、転入院の際に患者が持参し、施用する必要がなくなった場合
(ただし、自らの病院等で交付したものに限りません。そうでない場合、持参した患者自らが廃棄するよう指導してください。その際に、患者又はその家族等が行う廃棄を補助することは、差し支えありません。)

2 廃棄方法

廃棄は、焼却、放流等、医薬品である覚醒剤原料の回収が困難な方法によって行ってください。

廃棄後は、帳簿に廃棄した旨を記載するか、廃棄用の補助簿を作成して記録する必要があります。

※1 開設者が国、地方公共団体若しくは法人の場合には、届出者の氏名は当該施設の長の職名、氏名（法人の場合、名称、当該施設の長の職名、氏名）を、届出者の住所は当該施設の所在地を記載し、公印又は公印に準じるもの（覚醒剤原料専用印等）を押印しても差し支えありません。

※2 届出者が死亡、解散などした場合、相続人、清算人などが届け出るようになります。

第9 事故（法第30条の14）

病院若しくは診療所の開設者、往診医師等又は飼育動物診療施設の開設者又は薬局開設者は、所有又は所持する医薬品である覚醒剤原料に喪失、盗難、所在不明の事故を生じたときは、速やかに「覚醒剤原料事故届出書」（169 ページ）により当該医薬品である覚醒剤原料の保管場所の所在地を管轄する保健所（名古屋市内にあっては医薬安全課）に届け出なければなりません。

盗難等の場合には、所轄の警察署へも届け出てください。

※ 開設者が国、地方公共団体若しくは法人の場合には、届出者の氏名は当該施設の長の職名、氏名（法人の場合、名称、当該施設の長の職名、氏名）を、届出者の住所は当該施設の所在地を記載し、公印又は公印に準じるもの（覚醒剤原料専用印等）を押印しても差し支えありません。

第10 業務廃止等

1 所有数量報告（法第30条の15第1項）

次に掲げる場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該医薬品である覚醒剤原料の保管場所の所在地を管轄する保健所（名古屋市内にあっては医薬安全課）に「覚醒剤原料所有数量等報告書」（171 ページ）により当該事由が生じた際にその者が所有し、又は所持していた「医薬品である覚醒剤原料」の品名及び数量を報告しなければなりません。

なお、覚醒剤原料がない場合にあっても、不法所持に至らしめないように覚醒剤原料を所持

していないことを確認する必要があるので、その旨を報告してください。

(1) 薬局の開設者

薬局開設者がその薬局を廃止したとき、その許可の有効期間が満了してその更新を受けなかったとき、又は医薬品医療機器等法第75条第1項（許可の取消し等）の規定によりその許可を取り消されたとき。

(2) 病院、診療所の開設者

病院若しくは診療所の開設者がその病院若しくは診療所を廃止し、若しくは医療法第29条第1項（開設許可の取消及び閉鎖命令）の規定によりその病院若しくは診療所の開設の許可を取り消されたとき。又は往診医師等がその診療を廃止したとき。

(3) 飼育動物診療施設の開設者

飼育動物診療施設の開設者がその施設又は飼育動物の診療業務を廃止したとき。

※ 国又は地方公共団体の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者（管理者がない場合には開設者の指定する職員）が、国又は地方公共団体の開設する飼育動物診療施設にあつては、その獣医師管理者が、都道府県知事に報告してください。

2 譲渡報告（法第30条の15第2項）

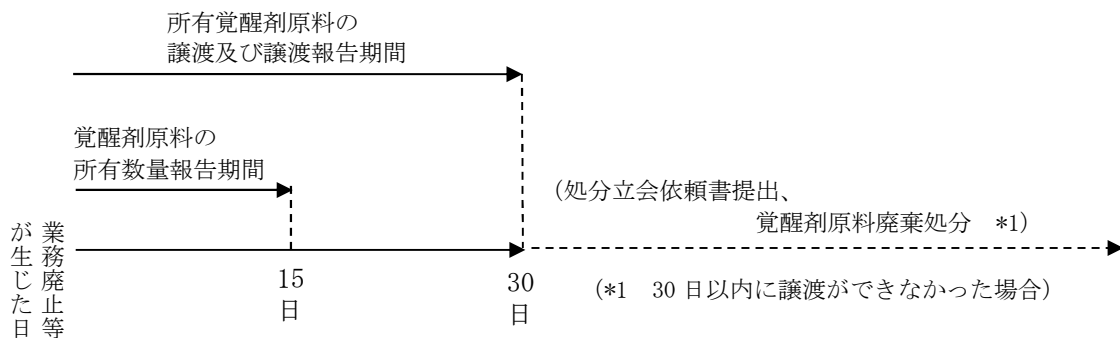
第10 業務廃止等 1において、所有数量報告をしなければならない者は、所有し又は所持していた医薬品である覚醒剤原料を、**第10 業務廃止等** 1(1)～(3)の事由が生じた日から30日以内に法第30条の7第1号から第7号までに規定する者（覚醒剤原料取扱者、病院又は診療所の開設者、薬局開設者等）に譲り渡すことができます。

なお、譲り渡した場合は、「覚醒剤原料譲渡報告書」（173 ページ）により保健所（名古屋市内にあつては医薬安全課）に報告しなければなりません。

譲り渡す際、相手方の資格をあらかじめ確認し、この譲渡・譲受についても譲渡証及び譲受証の交換を行う必要があります。

3 廃棄処分（法第30条の15第3項）

第10 業務廃止等 2において、30日以内に所有し又は所持していた医薬品である覚醒剤原料を譲り渡すことができなかつた場合には、その者は「覚醒剤原料処分立会依頼書」（164 ページ）により保健所（名古屋市内にあつては医薬安全課）に願い出て、速やかに覚醒剤監視員の立会を求め、その指示を受けて医薬品である覚醒剤原料につき廃棄その他の処分をしなければなりません。



第 1 1 立入検査（法第 32 条第 2 項、法第 42 条の 2 第 8 号）

- (1) 立入検査は、覚醒剤原料の取締上必要があるときに行われ、犯罪捜査の目的で行われるものではありません。
- (2) 立入検査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯していますので、必ず提示を求めて確認してください。
- (3) 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした場合には処罰されることがあります。

第 1 2 携帯輸出入（法第 30 条の 6）

国籍にかかわらず、自己の疾病の治療の目的で医薬品である覚醒剤原料を携帯して日本から出国又は日本に入国する人は、事前に申請者の住所又は入港する港や空港を管轄する地方厚生局麻薬取締部に申請して、許可を受ける必要があります。

詳細な手続については、麻薬取締部のホームページ

(URL : <http://www.ncd.mhlw.go.jp/shinsei5.html>) をご確認ください。

